

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 審査概要

【社会福祉法人 養福会】

①法人の概要

代表者	設立年月日	主たる事務所の所在地	主な事業内容	資産
理事長 山田 九州男	H11年10月18日	上津町新井手 1867-1	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム（ケアハウス）の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人介護支援センターの運営 など 	資産合計： 906,062 千円 (1) 流動資産： 156,086 千円 (2) 固定資産： 606,733 千円 ①基本財産： 557,831 千円 ②その他： 48,902 千円

②施設の概要

施設名称	事業開始予定日	施設所在地	定員	上段：構造 下段：併設事業の内容
地域密着型特別養護老人ホーム かみつ	H29年1月1日	上津町新井手 1870-1	29人	鉄筋コンクリート造 3階建 1,561.94 m ²
				短期入所生活介護 10名

※建設経費（用地取得・造成費用を除く）

種別	総事業費	市補助金
地域密着型特別養護老人ホーム	591,859 千円	101,500 千円
併設事業		

③主な審査項目・結果

審査項目	主な基準	状況	確認書類等
職員の資格要件	施設長 ・社会福祉法第19条該当の者(社会福祉主事)等	社会福祉主事任用資格を確認済み。 (社会福祉法第19条第1項第2号「厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者」に該当)	・修了証書
	生活相談員 ・社会福祉法第19条該当の者(社会福祉主事)等	社会福祉主事任用資格を確認済み。 (社会福祉法第19条第1項第1号「学校教育法に基づく大学…(略)…において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」に該当)	・単位取得 証明書
	機能訓練指導員 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員 (看護師若しくは准看護師)等の有資格者	理学療法士資格を確認済み。	・免許証
職員の配置基準	施設長 1名 ・常勤の者	・1名配置。 ・常勤(週5日勤務)である。	・勤務体制表 ・雇用証明書
	医師 必要な数	嘱託医(週1日勤務)1名配置。	・勤務体制表 ・免許証 ・嘱託医就任 承諾書
	生活相談員 1名以上 ・常勤の者	・1名配置。 ・常勤(週5日勤務)である。	・勤務体制表 ・雇用証明書

審査項目	主な基準	状況	確認書類等
	介護職員又は看護職員 ・入所者3名につき1名、端数を増すごとに1名 ・いずれも1名以上が常勤の者	・入所者数計29名に対し、介護職員17名（うち4名は短期入所生活介護兼務）と看護職員4名（計21名）配置。 ・全員常勤（週5日勤務）である。	・勤務体制表 ・雇用証明書
	栄養士 1名以上	・1名配置。 ・常勤（週5日勤務）である。	・勤務体制表 ・雇用証明書 ・免許証
	機能訓練指導員 1名以上	・1名配置。 ・常勤（週5日勤務）である。	・勤務体制表 ・雇用証明書 ・免許証
勤務体制の確保	昼間はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置	昼間は各ユニットとも常時1人以上の介護職員が配置されている。	・勤務体制表 ・雇用証明書
	夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置	夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の介護職員が配置されている。	・勤務体制表 ・雇用証明書
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 ・ユニットケアリーダー研修受講者を2名以上配置	・各ユニットに常勤のユニットリーダー配置。 ・うち2名がユニットリーダー研修受講者である。	・勤務体制表 ・修了証書
施設の基準	耐火建築物であること	耐火建築物である。	・建築確認済証
	居室 ・1室あたりの定員は1名 ・10.65㎡以上 ・ナースコールの設置	・すべて個室である。 ・いずれも11.97～12.80㎡ ・全居室ともナースコール設置済み。	・平面図 ・部屋別面積表 ・重要事項説明書 ・現地確認

審査項目	主な基準	状況	確認書類等
	共同生活室 ユニットの入居定員×2㎡以上	いずれも22.10㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋別面積表 ・現地確認
	洗面設備 居室ごと、もしくは共同生活室ごとに必要数	全居室に洗面設備あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・現地確認
	便所 <ul style="list-style-type: none"> ・居室ごと、もしくは共同生活室ごとに必要数 ・ナースコールの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・全居室に便所あり。 ・ナースコールの設置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・現地確認
	浴室 介護を必要とする者の入浴に適したもの	一般浴室のほか機械浴室あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・現地確認
	医務室 医療法第1条の5第2項に規定の診療所に該当	※病院（診療所）開設許可申請中	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・許可申請書 ・現地確認
	調理室 火気を使用する部分是不燃材料を使用	不燃材料の使用確認済み。	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・現地確認
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・廊下幅1.5m以上 ・廊下や便所等に常夜灯設置 ・廊下及び階段に手すり設置 ・ユニット又は浴室が2階以上にある場合はエレベーター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下幅約1.6mあり。 ・常夜灯の設置確認済み。 ・手すりの設置確認済み。 ・エレベーターの設置確認済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・現地確認